所有者不明専有部分管理命令に関する異議の催告

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月九日
掲載頁　七十四頁（号外第一五四号）
令和八年八月四日
東京都目黒区下目黒二丁目一三番七号
株式会社トーテック
代表取締役　坂手　保弘

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＳＦＩＤＡ　Ｘ（住所東京都新宿区西新宿六丁目一八番一号）に対して当社のＷｅｂＤＸコンサルティング事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
https://www.sfidax.jp/
令和八年八月四日
東京都新宿区西新宿六丁目一八番一号
株式会社ＳＦＩＤＡ　Ｘ
代表取締役　住田　悦郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は令和八年九月十日であり、組織変更後の商号は株式会社ステップとします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年八月四日
埼玉県羽生市北一丁目一〇番三九号
合同会社ステップ
代表社員　芳賀　章浩

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は令和八年九月七日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｃｌａｖｉｏとします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年八月四日
埼玉県川越市東田町四―三二六
合同会社シロクマリーガルパートナーズ
代表社員　青木　聡士

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月一日
掲載頁　三頁
令和八年八月四日
東京都港区芝五丁目七番一号
（甲）日本電気株式会社
取締役代表執行役社長　森田　隆之
東京都江東区新木場一丁目一八番七号
（乙）ＮＥＣソリューションイノベータ
株式会社
代表取締役執行役員社長　岩井　孝夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和八年九月八日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。
（乙）https://k.secure.freee.co.jp/companies/116307/announces
令和八年八月四日
東京都港区赤坂四丁目八番一五号赤坂ＫＯＳＥＮビル四階　（甲）株式会社エニグモ
代表取締役　須田　将啓
東京都渋谷区代々木一丁目一三番二号エンドウビル二階　（乙）株式会社ゲツラク
代表取締役　篠宮　佑樹

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するリズムトーテック株式会社（住所千葉県香取郡東庄町宮野台一番地五〇）に対して当社のめっき事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

石炭鉱業年金基金清算人就任公告

当基金は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律附則第34条第６項の規定により解散いたしましたので、石炭鉱業年金基金法施行規則第36条第１項に基づき、次のとおり公告します。
１．代表清算人氏名　風呂谷文雄
２．住所　北海道釧路市北大通十二丁目１番地４
令和８年８月４日　石炭鉱業年金基金
理事長　菊地　靖則

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年八月四日
東京都江東区新大橋二丁目二〇番二―九〇二号　（甲）合同会社アンドウ
代表社員　安藤　栄基
東京都江東区新大橋二丁目二〇番二―九〇二号　（乙）ＬＷＡ合同会社
代表社員　安藤　栄基